

# 児童発達支援自己評価結果（公表）

平成31年3月27日

事業所名：地域療育センターふれあいなかま

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた 改善内容又は改善目標
環境・ 体制整備	①	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○			
	②	職員の配置数は適切である	○			単独の療育ではマンツーマンの体制をとっている。
	③	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっている。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○			構造化については、より個々に合わせた分かりやすい支援ができるよう検証、工夫が必要。
	④	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっている。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○			
業務改善	⑤	業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している	○			
	⑥	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○			
	⑦	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○		掲示により行っている。	今後はホームページにも掲載する。
	⑧	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている		○		
	⑨	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		毎月1～2回、常勤、非常勤すべての職員に対し、外部研修のフィードバックの形、または実事例検討の形で研修を行っている。	
適切	⑩	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客	○			子どもの発達の状態の見立て（ニーズの読み取り）について、すべての職員が同程度の

な 支 援 の 提 供		観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している				力を持てるよう、研修や支援会議で学び合い、その結果を反映させるようにしているが、さらなるスキルアップが必要。
	⑪	子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○		随時見直し、改定を行っている。	
	⑫	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	○			
	⑬	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○			目標と取り組み内容について常時保護者と共通理解、確認ができるよう、連絡帳の様式等を見直すなど検討していく。
	⑭	活動プログラムの立案をチームで行っている	○		常勤職員で立案し、打合せ時に非常勤職員に伝えている。	
	⑮	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○			子ども達の参加の状態（興味関心、理解度など）を重視して、継続期間や頻度を決め、内容にも変化を持たせるようにしているが、さらに意欲を高められるよう活動のバリエーションを増やしたい。
	⑯	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	○			
	⑰	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○		打合せに加え、個別の実施記録に書かれた内容をそれぞれが読んで確認し情報共有を図っている。	
	⑱	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○		サービス提供時間終了後、1時間～1時間半程度振り返りを行うようにしている。	
	⑲	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○		情報の共有がよりしやすくなるよう、随時様式の見直しを行っている。	
⑳	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必	○				

		要性を判断している				
関係機関 や保護者 との連携	⑳	障害児相談支援事業所のサー ビス担当者会議にその子どもの 状況に精通した最もふさわしい 者が参画している	○		できる限り児童発達支援管理 責任者と担当者の二人で出席 するようにしている。	
	㉑	母子保健や子ども・子育て支援 等の関係者や関係機関と連携 した支援を行っている	○			
	㉒	(医療的ケアが必要な子どもや 重症心身障害のある子ども等を 支援している場合) 地域の保 健、医療、障害福祉、保育、教 育等の関係機関と連携した支 援を行っている				
	㉓	(医療的ケアが必要な子どもや 重症心身障害のある子ども等を 支援している場合) 子どもの主 治医や協力医療機関等と連絡 体制を整えている				
	㉔	移行支援として、保育所や認定 こども園、幼稚園、特別支援学 校(幼稚部)等との間で、支 援内容等の情報共有と相互理 解を図っている	○		担当者会議、保育等への訪問 により機関間での情報共有を 行い、園への送迎時に担当者 レベルでの情報交換を行って いる。	
関係機関 や保護者 との連携	㉕	移行支援として、小学校や特別 支援学校(小学部)との間 で、支援内容等の情報共有と 相互理解を図っている	○		担当者会議や移行支援シート の作成により行っている。	
	㉖	他の児童発達支援センターや 児童発達支援事業所、発達障 害者支援センター等の専門機 関と連携し、助言や研修を受け ている	○		こども総合療育センターの実 施する研修受講や施設支援を 受けている。	
	㉗	保育所や認定こども園、幼稚園 等との交流や、障害のない子ど もと活動する機会がある		○		利用児童のほとんどが就園し ているため日常的に交流を持 てているが、未就園児につい てはその機会がない。どのよ うに機会提供するか今後検討 していく。
	㉘	(自立支援)協議会子ども部 会や地域の子ども・子育て会議 等へ積極的に参加している	○		自立支援協議会(共に生きる 協議会)の他、荒尾市自立支 援懇談会子ども部会の行う活 動(保護者学習会)にも参画 している。	
	㉙	日頃から子どもの状況を保護者 と伝え合い、子どもの発達の状 況や課題について共通理解を	○		親子療育時に直接話し合う機 会を持つようにしている。単 独療育においては連絡帳を使 用して情報共有を図っている	親子療育利用者が増加してお り、親子療育中の保護者との 情報交換に十分な時間がとれ にくくなってきている。今後、

		持っている				親子療育についても人数や発達段階に応じてクラス分けをすることを検討していく。
	③①	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）の支援を行っている	○		親子療育時に1時間程度保護者懇談の時間をもち、家族の関わりについて助言している。また、保護者同士での情報交換や交流も目的としている。	同上
保護者への説明責任等	③②	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○		契約時に重要事項説明書を用いて行う口頭での説明と、運営規程、重要事項説明書の掲示により行っている。報酬改定により利用者負担金に変更があった際は、説明書を作成し直し（「利用者負担金について」）配布している。	
	③③	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	○			説明の時間を十分にとることができていない。
	③④	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○		随時相談を受け付けている。	
	③⑤	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している		○		親子療育時以外に機会を提供できていない。保護者同士の交流の場も兼ねた学習会を実施できるよう準備していく。
	③⑥	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○		契約時に重要事項説明書を用いて口頭で説明、重要事項説明書の掲示をし、意見箱を常時設置している。	
	③⑦	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○		たよりは毎月発行しているが活動内容については個別に違うため記載できていない。行事予定などはクラスごとに別途案内を作成し、連絡している。活動内容についてはどのように連絡を行うか今後検討する。電話の他メールでの連絡ができるよう、アドレスを記載している。	
	③⑧	個人情報の取扱いに十分注意	○		荒尾市社会福祉協議会で作成	

		している			した「個人情報保護規程」に基づき個人情報を管理している。	
	③9	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○		保護者への説明や連絡の場合、相談員など伝達の手助けができる第三者に同席を依頼したり、口頭での説明のみでなく情報の見える化に配慮している。子どもに対しても同様、視覚支援ツールなどを用いてやり取りがしやすいよう工夫したり、保護者など代弁者となる人にも意見を求めるようにしている。	
	④0	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている		○		ふれあい福祉センターの全体行事として行っているが、ふれあいなかまの行事としては行っていない。療育利用についてまだ周囲に話せていない保護者の気持ちに配慮しつつ、検討していく。
非常時等の対応	④1	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	○			保護者への周知ができていないものについて準備していく。
	④2	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○			
	④3	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	○		保護者記載の書面(個人台帳)をもって、受診の状態や服薬、てんかん発作等について定期的に確認している。また、医療機関の受診後に随時確認している。	
	④4	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○		保護者記載の書面(個人台帳)をもって確認し、医師の指示についても保護者を通して確認している。	
	④5	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○			
	④6	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○		荒尾市社会福祉協議会の作成した「虐待防止対応規程」に基づき、外部研修のフィードバックも含め、事業所内研修を行っている。	
	④7	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し理解を得た上で、児童発達支援計画に記載している		○		車椅子の使用、車椅子の腰ベルトの使用などについては計画に記載しているが、緊急やむを得ないその他の状況については具体的な記載をしていない。今後組織的に検討し、決定事項について保護者に説明を行う。

○この「事業所における自己評価結果(公表)」は、事業所全体で行った自己評価です。